

自己資本の充実の状況等(定性情報)

連結の範囲に関する事項

1. 自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

連結グループに属する会社と連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。

2. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は5社です。

名 称	主な業務の内容
四銀ビジネスサービス(株)	現金等の精査、整理業務
四銀代理店(株)	銀行代理業務
四国保証サービス(株)	信用保証業務
四銀コンピューターサービス(株)	コンピュータ関連業務
四銀キャピタルリサーチ(株)	産業・経済・金融の調査研究、ベンチャーキャピタル業務、M&A支援業務

3. 自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。

4. 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はありますか

ハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はありません。

5. 銀行法(昭和56年法律第59号。)第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属さない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社はありません。

6. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社5社全てにおいて、債務超過会社はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っていません。

自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段	概 要
普通株式(218百万株)	完全議決権株式
期限付劣後債務	
劣後特約付借入金(2,000百万円)	期間10年(期日一括返済)但し、金融庁の事前承認を条件に、平成26年9月末日に期限前返済が可能。
劣後特約付借入金(3,000百万円)	期間23年1月(期日一括返済)但し、金融庁の事前承認を条件に、平成27年4月末日に期限前返済が可能。
劣後特約付借入金(5,000百万円)	期間28年1月(期日一括返済)但し、金融庁の事前承認を条件に、平成26年4月末日に期限前返済が可能。
劣後特約付借入金(5,000百万円)	期間28年8月(期日一括返済)但し、金融庁の事前承認を条件に、平成27年4月末日に期限前返済が可能。
劣後特約付社債(7,000百万円)	原契約期間10年(期日一括返済)但し、5年目以降に、金融庁の事前承認を条件に期限前返済が可能。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、経営体力を助成した業務運営を行うため、直面するリスクの顕在化に備えるべき資本をリスク資本と定義し、半期毎の取締役会において、経営戦略や業務計画に基づいてリスクカテゴリー区分別に配賦を行っております。

配賦したリスク資本の使用状況及びリスク量の推移状況等は、リスクの統合的な管理部門である総合管理部がモニタリングし、ALM委員会への報告を通じて、リスク資本ベースでの自己資本の充実度に関する評価を行っております。

その他、自己資本の充実度に関する評価基準としては、自己資本比率規制上の自己資本比率及びTier1比率を採用しております。

なお、連結ベースの評価については、連結子会社の資産が連結ベースに占める割合に鑑み、リスク量の計量化の対象外としております。

(リスク資本の配賦原資)

Tier1をリスク資本の配賦原資としております。

(計量化対象のリスク)

信用リスク及び市場リスクを対象としております。

(リスク資本の配賦)

リスク資本の配賦原資から自己資本比率規制上の「基礎的手法」に準じた方法により算出されるオペレーショナル・リスク相当額、及び一定のストレス事象の発生に備えるバッファを控除した額をリスクカテゴリー区分別に配賦しております。

信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

(リスク管理方針)

当行では、信用リスクを適正にコントロールするとともに、リスクに見合った収益を確保することによって、健全性・収益性に優れた与信ポートフォリオを構築することを信用リスク管理の基本方針としております。

(組織体制)

審査体制の整備については、本部においては、営業推進部門と審査部門を分離してそれぞれ独立性を確保しながら相互牽制機能が発揮される体制としてお

ります。

審査部門では、業種別審査体制を構築し、資金使途や返済財源の確実性・妥当性を十分に検討するとともに、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通しを勘案して、適切な審査及び管理に努めております。

また、経営支援室を設置し、お客さまサポート部のソリューション推進グループと連携して、お取引先の経営相談・経営指導及び経営改善支援を行い、事業改善・再生に取り組んでおります。

さらに、営業推進部門・審査部門から独立したリスクの統合的な管理部門を設置して、債務者格付・自己査定及び与信ポートフォリオ管理を専門的に統括・管理できる体制としております。

(債務者格付)

債務者格付は、与信先の債務履行の確実性を示す最も基本的な客観的指標であり、審査、プライシング、信用リスク計量化、ポートフォリオ管理に活用しております。

当行は、全国金融機関のデータに基づき構築された財務スコアリングモデルで定量評価を行った上で、企業の成長性や将来性といった定性評価を加味して総合的な評価を行っております。なお、自己査定の債務者区分と格付体系は整合性を確保しております。

(信用リスク計量化)

信用リスクは、与信先の財務状況の悪化によるデフォルト(債務不履行)に起因して発生しますが、当行が被る損失の大きさは、デフォルト時の与信額、担保・保証の状況等によって異なることから、それらを勘案して与信ポートフォリオ並びに個別与信の信用リスクを定量的に把握し、リスクに応じた収益管理や、市場リスク等他のリスクとの統合リスク管理を適切に行うために活用しております。

(リスクに見合ったリターン確保)

当行は、信用リスクを適切にコントロールする一方で、リスクに見合った適正なリターンを確保することを与信業務の基本原則とし、信用コスト・資本コスト・経費控除後の収益改善に取り組んでおります。

(集中リスクの抑制)

与信集中リスクは、顕在化した場合に当行の自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、リスクが集中している業種向けと与信の抑制、大口与信先に対する与信上限ガイドラインの設定や重点的な債務者モニタリングを行っております。

(貸倒引当金の計上基準)

当行並びに当行連結グループの貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下のとおり計上しております。

当行では、破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している先に係る債権及びそれと同等の状況にある先の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、当行基準に基づく一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における当行の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、当行連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

2. 標準的手法が適用されるポートフォリオ

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当行並びに当行連結グループでは、リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるために複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード&プアーズ・レーティングス・サービス、株式会社日本格付研究所、株式会社格付投資情報センターの4社の外部格付、及び貿易取引で広く使用されている独立行政法人日本貿易保険の定めるカントリー・リスク・スコアを採用しております。

エクスポージャー区分	使用する格付機関
中央政府及び中央銀行向け	独立行政法人日本貿易保険のカントリー・リスク・スコア
我が国の地方公共団体向け	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	
我が国の政府関係機関向け	
地方公共団体金融機構向け	
地方三公社向け	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク スタンダード&プアーズ・レーティングス・サービス 株式会社日本格付研究所 株式会社格付投資情報センターの外部格付
国際開発銀行向け	
法人向け	

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスク削減手法)

当行並びに当行連結グループでは、自己資本比率の算出において、告示第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用してお

ります。信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、当行では、担保、保証、貸出金と預金との相殺が該当します。

(リスク管理方針及び手続の概要)

エクスポージャーの信用リスクの削減手段として有効に認められる適格金融資産担保については、当行の基準に従い、自行預金、上場会社の株式を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については住宅金融支援機構や政府関係機関の保証並びに我が国の地方公共団体の保証が主体となっております。貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保(総合口座を含む)登録のない定期預金を対象としております。

なお、信用リスク削減手法の適用に用いる株式の業種は、情報通信業が中心となっております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行は、派生商品取引の取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算しオン・オフ一体で与信管理を行っております。

なお、当行では、派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。

また、当行では、有価証券等の長期決済期間取引は該当ありません。

連結子会社においては、派生商品取引及び長期決済期間取引への関与はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行は、証券化取引についてオリジネーターとしての関与はなく、平成25年3月期末現在、投資家として保有する証券化エクスポージャーもありません。

今後証券化エクスポージャーを保有した場合、証券化取引が有する市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等の諸リスクは、一般的な有価証券や貸出金の取引より発生するものと基本的に変わりませんが、証券化により細分化・複雑化を伴うものであり、内包されるリスクを的確に認識し、適切に管理するため、投資基準の明確化、厳格化を行い、リスク管理の強化に取り組みます。

なお、連結子会社においては、証券化取引への関与はありません。

2. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの保有は、関係所管部において、対象となるエクスポージャーの包括的なリスク特性に係る情報、裏付資産及び構造上の特性を特定・把握したうえで、所定の行内手続きに則り決定し、保有後は管理規定等に基づき適時にモニタリングを行う体制としております。

3. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当取引はありません。

4. 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「標準的手法」を採用しております。

5. 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

マーケット・リスク相当額の算出対象となるエクスポージャーはありません。

6. 銀行が証券化目的の導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的の導管体の種類及び当該銀行が証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

該当ありません。

7. 銀行の子法人等及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

8. 証券化取引に関する会計方針

当行では、オリジネーターとしての証券化取引への関与はなく、投資家として保有する証券化取引に関しては、その他の取引と同様、一般に認められる会計方針に基づき適切に会計処理を行います。

9. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定については、ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク、スタンダード&プアーズ・レーティング・サービス、株式会社日本格付研究所、株式会社格付投資情報センターの適格格付機関4社の外部格付を使用しております。

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

10. 内部評価方式を用いている場合の概要

該当ありません。

11. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合の内容

該当ありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

(リスク管理方針)

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程・役職員の活動・システムが不適切であること又は外生的な事象により、損失を被るリスクをいい、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクを含む広義の概念です。

オペレーショナル・リスクの総合的な管理部門である総合管理部は、これらのリスクに関する情報を一元的に把握するとともに、各リスク管理部門のリスク管理状況を管理・監督するとともに、各リスク管理の実効性と牽制機能を確保する態勢を整備し、リスク顕在化の未然防止及びリスクの極小化に努めております。

(リスク管理の手続の概要)

総合管理部は、各リスク管理部門からリスク管理状況のモニタリング結果などについて、報告を求めるとともに、重要なオペレーショナル・リスクが残存している、又は高まっている部署・業務について、改善策の検討・実施の指示

を行うことにより、オペレーショナル・リスクのコントロール及び削減を図ることとしています。

また、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の状況に関して、適切に評価及び判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、リスク管理委員会へ報告することとしています。

なお、外部委託業務については、外務委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するため、オペレーショナル・リスクの観点から、委託先の選定を行っております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行並びに当行連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出には「基礎的手法」を採用しております。

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(リスク管理方針)

当行では、出資等又は株式等については、経営戦略上保有する政策投資と運用目的のために保有する純投資に区分し、経営体力の範囲内にリスクをコントロールすることを基本方針としております。

(リスク管理の手続の概要)

リスクを適切にコントロールし、経営の健全性と適切性を確保するため、半期毎に銀行全体のリスク許容額の範囲内で株式等に対するリスク資本の配賦を行うとともに、ポジション枠(運用限度額)及びアラーム・ポイント(警戒水準)を決定しております。

リスク量の推移状況等は、市場部門から独立した市場リスク管理統括部門である総合管理部が一元的にモニタリングし、ALM委員会へ報告する態勢としております。

この他、政策投資については、投資先の信用リスク、投資目的及び投資効果を個別に検討し、ALM委員会で保有の是非を審議する態勢としております。また、純投資株式については、市場流動性リスクと集中リスクを勘案し、個別銘柄毎に取得限度を設定した上で、リスクとリターンを考慮した効率的な運用に取り組みしております。

(リスクの算定方法)

株式等の価格変動リスクについては、個別銘柄毎の価格変動率に基づいてバリュアット・リスク(VaR)の手法により計量化を行っております。保有期間は6ヵ月、信頼水準は99%、観測期間は1年として計測しております。

(会計処理)

株式等の評価については子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

(リスク管理方針)

当行では、将来にわたって安定的に収益を確保するために、預金・貸出金・債券・資金・デリバティブ取引等の金利リスクを一元的に管理し、経営体力の範囲内にコントロールすることを基本方針としております。

(リスク管理の手続の概要)

金利リスクを適切にコントロールし、経営の健全性と適切性を確保するため、半期毎に銀行全体のリスク許容額の範囲内で銀行全体の金利関連取引に対するリスク資本の配賦を行うとともに、ポジション枠(運用限度額)及びアラーム・ポイント(警戒水準)を決定しております。

リスク量の推移状況等は、市場部門から独立した市場リスク管理統括部門である総合管理部が一元的にモニタリングし、ALM委員会へ報告する態勢としております。

また、いわゆる「アウトライヤー基準」に基づく銀行勘定の金利リスクについても毎月のALM委員会へ報告されており、金利リスクのヘッジの検討などに活用しております。

2. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

現在、当行では金利リスクについて、バリュアット・リスク(VaR)、ベース・ポイント・バリュアット(BPV)、ギャップ分析、シミュレーション分析の手法により、業務の特性や運用方針にあった効果的・効率的な計測手法を組み合わせて活用しております。

(VaR)

VaRとは、一定の信頼水準において生じる金利変動の予想最大損失額を統計的に推計する手法で、保有期間は6ヵ月、信頼水準は99%、観測期間は1年として計測しております。

また、価格変動リスク、信用リスクについても金利リスクと同様にVaRで予想最大損失額を把握しております。

(BPV)

BPVとは、金利が1単位(1BP=0.01%)平行移動した場合の時価の変動額を測定する手法で、金利感応度を把握するのに有用な手法です。

(ギャップ分析)

ギャップ分析とは、資産・負債の金利満期のミスマッチ額を計測する手法で、金利リスクの所在を視覚的に把握するのに有用な手法です。

(シミュレーション分析)

シミュレーション分析とは、将来の金利シナリオに基づいて、期間収益や時価の変動額を測定する手法で、ストレス・テストに有用な手法です。

連結グループにおけるリスク管理

連結子会社におけるリスク管理は、各連結子会社が銀行のリスク管理手法に準じて実施し、統合的なリスク管理部門及び各リスクの管理部門が実態把握を行っていることとしております。

自己資本の充実の状況等(単体・定量情報)

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成24年 3月期末	平成25年 3月期末	項 目	平成24年 3月期末	平成25年 3月期末
(自己資本)			他の金融機関の資本調達 手段の意図的な保有相当額	—	—
資本金	25,000	25,000	告示第41条第1項第3号に 掲げるもの及びこれに準ずるもの	—	—
うち非累積の永久優先株	—	—	告示第41条第1項第4号及び第5号に 掲げるもの及びこれらに準ずるもの	—	—
新株式申込証拠金	—	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
資本準備金	6,563	6,563	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削 減手法として用いる保証又はクレジット・デリ バティブの免責額に係る控除額	—	—
その他資本剰余金	—	—	内部格付手法採用行において、期待損失 額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—	—
利益準備金	15,527	15,764	PD/LGD方式の適用対象となる 株式等エクスポージャーの期待損失額	—	—
その他利益剰余金	33,345	36,144	基本的項目からの控除分を除く、自己資 本控除とされる証券化エクスポージャー 及び信用補完機能を持つI/Oストリップス (告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
その他	—	—	控除項目不算入額 (△)	—	—
自己株式 (△)	1,273	1,280	(控除項目) 計 (E)	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	自己資本額 (D) - (E) (F)	118,578	118,439
社外流出予定額 (△)	648	647			
その他有価証券の評価差損 (△)	—	—			
新株予約権	—	33			
営業権相当額 (△)	—	—			
のれん相当額 (△)	—	—			
企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—	(リスク・アセット等)		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額 (△)	—	—	資産 (オン・バランス) 項目	1,073,567	1,064,459
内部格付手法採用行において、期待損失額 が適格引当金を上回る額の50%相当額 (△)	—	—	オフ・バランス取引等項目	13,075	12,024
※繰延税金資産の控除前の [基本的項目] 計 (上記各項目の合計額)	—	—	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
※繰延税金資産の控除金額 (△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8 %で除して得た額	72,221	70,632
[基本的項目] 計 (A)	78,514	81,576	信用リスク・アセット調整額	—	—
うち告示第40条第2項に掲げるもの	—	—	オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
うち告示第40条第3項に掲げるもの	—	—	合計 (G)	1,158,864	1,147,117
土地の再評価額と再評価の直前の 帳簿価額の差額の45%相当額	7,820	7,692			
一般貸倒引当金	10,583	12,536			
内部格付手法採用行において、 適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—			
負債性資本調達手段等	25,000	22,000			
告示第41条第1項第3号に掲げるもの	—	—			
告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	25,000	22,000			
補完的項目不算入額 (△)	3,340	5,366			
[補完的項目] 計 (B)	40,063	36,862			
短期劣後債務	—	—			
準補完的項目不算入額 (△)	—	—			
[準補完的項目] 計 (C)	—	—	自己資本比率 (国内基準) (F) / (G)	10.23%	10.32%
自己資本総額 (A) + (B) + (C) (D)	118,578	118,439	参考：Tier1比率 (国内基準) (A) / (G)	6.77%	7.11%

自己資本の充実度に関する事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額 オン・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本の額	
		平成24年 3月期	平成25年 3月期
1. 現金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	203	521
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	27	26
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	227	207
10. 地方三公社向け	20	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~250	528	490
12. 法人等向け	20~100	26,882	26,657
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	5,384	5,719
14. 抵当権付住宅ローン	35	2,257	2,150
15. 不動産取得等事業向け	100	2,365	2,184
16. 三月以上延滞等	50~150	216	172
17. 取立未済手形	20	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	168	146
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—
20. 出資等	100~1250	1,646	1,627
21. 上記以外	100~250	3,033	2,675
22. 証券化（オリジネーターの場合）	20~1250	—	—
（うち再証券化）	40~1250	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	20~1250	—	—
（うち再証券化）	40~1250	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
合計	—	42,942	42,578

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	掛 目 (%)	所要自己資本の額	
		平成24年 3月期	平成25年 3月期
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	65	58
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	2	2
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	75	55
（うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	50	—	—
5. NIF又はRUF	50 <75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	127	133
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	150	119
（うち借入金の保証）	100	97	70
（うち有価証券の保証）	100	—	—
（うち手形引受）	100	—	—
（うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約）	100	—	—
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	100	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	100	—	—
控除額（△）	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	8	15
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	—	93	94
カレント・エクスポージャー方式	—	93	94
派生商品取引	—	93	94
外為関連取引	—	92	90
金利関連取引	—	1	1
金関連取引	—	—	—
株式関連取引	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	—	—	2
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
標準方式	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—
合計	—	523	480

2. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成24年3月期	平成25年3月期
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,888	2,825
うち基礎的手法	2,888	2,825
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

信用リスクに関する事項

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び3カ月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャーの期末残高					3カ月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金等オン・ バランス取引 (除く債券等)	債券等	コミットメント 及びその他の デリバティブ 以外のオフ・ バランス取引	デリバティブ 取引	
	平成24年3月期末	平成24年3月期末	平成24年3月期末	平成24年3月期末	平成24年3月期末	
国内計	2,608,997	1,801,989	789,871	13,150	3,986	8,983
国外計	12,402	7,479	4,922	—	—	—
地域別合計	2,621,399	1,809,469	794,793	13,150	3,986	8,983
製造業	251,391	228,560	19,082	3,507	241	915
農業、林業	1,672	1,608	—	64	—	0
漁業	2,850	2,806	—	44	—	43
鉱業、採石業、砂利採取業	2,288	2,288	—	—	—	—
建設業	59,141	56,187	1,960	992	—	1,501
電気・ガス・熱供給・水道業	27,495	21,112	6,383	—	—	—
情報通信業	14,627	10,903	1,920	1,802	—	—
運輸業、郵便業	104,627	47,900	55,734	300	691	195
卸売業	114,968	110,729	2,501	795	942	384
小売業	124,951	119,962	2,705	2,220	63	752
金融業、保険業	277,743	167,542	107,206	1,026	1,968	19
不動産業	236,278	225,777	10,371	129	—	1,337
物品賃貸業	35,568	34,141	1,393	33	—	—
学術研究、専門・技術サービス	4,916	4,913	—	3	—	—
宿泊業	10,152	10,104	5	42	—	17
飲食業	11,895	11,850	38	6	—	317
生活関連サービス業、娯楽業	32,905	32,769	36	100	—	126
教育、学習支援業	13,560	10,133	3,400	26	—	19
医療・福祉	93,412	91,354	1,501	556	—	883
その他のサービス	55,848	43,413	10,877	1,480	76	1,540
国・地方公共団体	731,859	192,377	539,481	—	—	—
個人	222,492	222,475	—	17	—	928
その他	190,749	160,555	30,191	—	3	—
業種別合計	2,621,399	1,809,469	794,793	13,150	3,986	8,983
1年以下	523,187	366,320	149,661	5,998	1,206	/
1年超3年以下	314,926	190,565	118,524	3,907	1,929	
3年超5年以下	302,975	211,025	90,871	375	703	
5年超7年以下	287,914	117,730	169,936	178	68	
7年超	876,351	657,254	217,355	1,664	77	
期間の定めのないもの	316,043	266,573	48,443	1,026	—	
残存期間別合計	2,621,399	1,809,469	794,793	13,150	3,986	

(注) 1. 「3カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャー。

2. 残存期間の内、「期間の定めのないもの」には、期間の定めのない貸出金、株式、有形固定資産等を含めております。

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャーの期末残高					3か月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金等オン・ バランス取引 (除く債券等)	債券等	コミットメント 及びその他の デリバティブ 以外のオフ・ バランス取引	デリバティブ 取引	
	平成25年3月期末	平成25年3月期末	平成25年3月期末	平成25年3月期末	平成25年3月期末	
国内計	2,686,333	1,935,755	732,665	12,811	5,100	7,133
国外計	23,580	3,672	19,907	—	—	—
地域別合計	2,709,913	1,939,428	752,573	12,811	5,100	7,133
製造業	240,237	216,802	19,944	3,197	292	862
農業、林業	1,705	1,649	—	55	—	60
漁業	2,490	2,457	—	32	—	24
鉱業、採石業、砂利採取業	2,103	2,103	—	—	—	—
建設業	61,240	57,289	3,174	775	—	1,353
電気・ガス・熱供給・水道業	34,217	28,448	5,768	—	—	—
情報通信業	13,160	9,491	1,936	1,733	—	0
運輸業、郵便業	101,986	46,700	54,387	44	854	51
卸売業	114,007	110,594	2,187	734	491	290
小売業	115,471	110,486	2,797	2,140	47	587
金融業、保険業	414,878	291,690	117,868	1,987	3,332	19
不動産業	227,930	221,588	6,230	112	—	814
物品賃貸業	30,555	30,119	390	45	—	—
学術研究、専門・技術サービス	4,655	4,655	—	0	—	91
宿泊業	9,474	9,437	5	31	—	7
飲食業	12,376	12,281	89	4	—	231
生活関連サービス業、娯楽業	31,289	30,926	286	76	—	2
教育、学習支援業	17,150	8,211	8,932	6	—	—
医療・福祉	97,882	93,009	4,502	370	—	875
その他のサービス	43,633	41,955	151	1,450	74	1,182
国・地方公共団体	717,087	226,873	490,214	—	—	—
個人	226,300	226,287	—	13	—	677
その他	190,077	156,367	33,703	—	6	—
業種別合計	2,709,913	1,939,428	752,573	12,811	5,100	7,133
1年以下	524,706	380,359	138,566	4,648	1,132	
1年超3年以下	285,072	180,433	97,231	4,494	2,912	
3年超5年以下	354,644	220,315	133,108	299	921	
5年超7年以下	262,655	130,678	131,660	182	134	
7年超	853,076	647,281	204,595	1,199	—	
期間の定めのないもの	429,757	380,359	47,410	1,987	—	
残存期間別合計	2,709,913	1,939,428	752,573	12,811	5,100	7,133

(注) 1. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャー。

2. 残存期間の内、「期間の定めのないもの」には、期間の定めのない貸出金、株式、有形固定資産等を含めております。

自己資本の充実の状況等(単体・定量情報)

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別) (単位:百万円)

	平成24年3月期末		平成25年3月期末	
		期中増減額		期中増減額
一般貸倒引当金	10,583	1,610	12,536	1,952
個別貸倒引当金	11,669	181	13,070	1,401
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合計	22,252	1,792	25,606	3,353

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位:百万円)

	平成24年3月期末	平成25年3月期末
国内計	11,669	13,070
国外計	—	—
地域別合計	11,669	13,070
製造業	1,232	2,182
農業、林業	14	36
漁業	31	34
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	961	917
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	8	13
運輸業、郵便業	118	42
卸売業	916	533
小売業	3,082	2,953
金融業、保険業	564	644
不動産業	1,522	1,299
物品賃貸業	6	4
学術研究、専門・技術サービス	14	28
宿泊業	844	908
飲食業	135	146
生活関連サービス業、娯楽業	60	1,201
教育、学習支援業	2	2
医療・福祉	191	189
その他のサービス	283	208
国・地方公共団体	—	—
個人	450	243
その他	1,227	1,480
業種別合計	11,669	13,070

(注) 一般貸倒引当金については、地域別及び業種別の区分ごとの算定は行っておりません。

3. 業種別の貸出金償却の額

(単位:百万円)

	貸出金償却	
	平成23年度	平成24年度
製造業	243	350
農業、林業	—	4
漁業	0	—
鉱業、採石業、砂利採取業	7	—
建設業	56	47
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	63	—
運輸業、郵便業	61	108
卸売業	655	149
小売業	68	460
金融業、保険業	—	—
不動産業	280	148
物品賃貸業	—	—
学術研究、専門・技術サービス	7	—
宿泊業	349	39
飲食業	2	—
生活関連サービス業、娯楽業	471	3
教育、学習支援業	—	—
医療・福祉	—	44
その他のサービス	97	1
国・地方公共団体	—	—
個人	34	7
その他	—	—
業種別合計	2,401	1,365

(注) 貸出金償却には、直接償却、部分直接償却及びバブルセールに伴う売却損を含んでおります。

4. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに資本控除した額 (単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成24年3月期末		平成25年3月期末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	970,223	—	1,089,728
10%	—	106,122	—	94,401
20%	43,376	53,636	35,502	66,273
35%	—	161,251	—	153,807
50%	132,301	2,967	148,391	4,460
75%	—	179,206	—	191,394
100%	40,473	755,047	39,252	743,761
150%	—	1,865	—	1,251
350%	—	—	—	132
自己資本控除	—	—	—	—
合計	216,152	2,230,320	223,146	2,345,211

(注) 格付は適格格付機関が付与した格付に限定し、カンントリー・リスク・スコアに基づくものは含めておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成24年3月期末	平成25年3月期末
自行預金	21,209	20,419
適格株式	9,558	6,741
適格金融資産担保合計	30,767	27,160
適格保証	227,451	202,593
適格クレジットデリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジットデリバティブ合計	227,451	202,593

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式

為替先渡取引、スワップ等の派生商品取引の与信相当額は、カレントエクスポージャー方式により算出しております。
なお、長期決済期間取引は該当ありません。

2. グロスの再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

グロスの再構築コストの合計額は899百万円です。

3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。） (単位：百万円)

取引の区分	平成24年3月期末 与信相当額	平成25年3月期末 与信相当額
外国為替関連取引	3,823	4,592
外国為替先物取引	218	1,077
異種通貨間の金利スワップ	3,605	3,514
金利関連取引	162	175
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	331
合計	3,986	5,100

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引を除いております。

2. クレジット・デリバティブ取引の与信相当額には、クレジット・デフォルト・スワップを内包する金融商品（クレジットリンク債）に係るカウンター・パーティー・リスク相当額を計上しています。

自己資本の充実の状況等(単体・定量情報)

4. 担保の種類別の額

派生商品については、担保による信用リスクの削減及び相対ネットティングはありません。従って、グロスの再構築コスト及びグロスのアドオンの合計額から前記3.に記載の与信相当額を差引いた額はゼロとなります。

5. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

取引の区分	平成24年3月期末 与信相当額	平成25年3月期末 与信相当額
外国為替関連取引	3,823	4,592
外国為替先物取引	218	1,077
異種通貨間の金利スワップ	3,605	3,514
金利関連取引	162	175
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	331
合計	3,986	5,100

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引を除いております。

2. クレジット・デリバティブ取引の与信相当額には、クレジット・デフォルト・スワップを内包する金融商品(クレジットリンク債)に係るカウンター・パーティー・リスク相当額を計上しています。

6. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

クレジット・デリバティブの取扱はありません。

7. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

クレジット・デリバティブによるリスク削減は行っておりません。

銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

1. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

平成25年3月期末における、証券化エクスポージャーの保有はありません。

2. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

該当ありません。

3. 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

4. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごとまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

5. 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

自己資本比率告示附則第15条は適用しておりません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成24年3月期		平成25年3月期	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	38,824		41,657	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	7,146		7,066	
うち子会社・子法人等	139		129	
うち関連法人	290		290	
合計	45,971	45,971	48,724	48,724

2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成24年3月期	平成25年3月期
売却損益額	△ 1,493	△ 818
償却額	4	1,175

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成24年3月期	平成25年3月期
評価損益の額	△ 1,119	3,804

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

金利ショックに対する経済価値の増減額		
	平成24年3月期	平成25年3月期
計測手法：VaR (信頼区間) 99% (保有期間) 6ヵ月 (観測期間) 1年	8,206	6,133

(注) 資産・負債残高に占める外貨建通貨残高の割合は5%未満ですので、外貨建てのリスク量を合算して記載しております。

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社はありません。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成24年 3月期末	平成25年 3月期末	項 目	平成24年 3月期末	平成25年 3月期末
(自己資本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
資本金	25,000	25,000	告示第29条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	—	—
うち非累積的永久優先株	—	—	告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	—	—
新株式申込証拠金	—	—	短期劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
資本剰余金	6,563	6,563	告示第31条第1項第2号に規定する連結の範囲に含まれないものに対する投資に相当する額	296	320
利益剰余金	48,898	51,969	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
自己株式(△)	1,365	1,372	内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	—	—
社外流出予定額(△)	655	654	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	—	控除項目不算入額(△)	—	—
為替換算調整勘定	—	—	(控除項目)計(E)	296	320
新株予約権	—	33	自己資本額(D)－(E)(F)	120,645	120,682
連結子法人等の少数株主持分	2,422	2,588			
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—			
営業権相当額(△)	—	—			
のれん相当額(△)	—	—			
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	(リスク・アセット等)		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—	資産(オン・バランス)項目	1,074,786	1,065,536
内部格付手法採用行において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	オフ・バランス取引等項目	13,075	12,024
※繰延税金資産の控除前の【基本的項目】計(上記各項目の合計額)	—	—	マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
※繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	73,499	71,781
【基本的項目】計(A)	80,863	84,126	信用リスク・アセット調整額	—	—
うち告示第28条第2項に掲げるもの	—	—	オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
			合計(G)	1,161,361	1,149,343
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	7,820	7,692			
一般貸倒引当金	10,865	12,781			
内部格付手法採用行において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—			
負債性資本調達手段等	25,000	22,000			
告示第29条第1項第3号に掲げるもの	—	—			
告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	25,000	22,000			
補完的項目不算入額(△)	3,606	5,597			
【補完的項目】計(B)	40,079	36,876			
短期劣後債務	—	—			
準補完的項目不算入額(△)	—	—			
【準補完的項目】計(C)	—	—			
自己資本総額(A)+(B)+(C)(D)	120,942	121,002	自己資本比率(国内基準)(F)/(G)	10.38%	10.50%
			参考：Tier1比率(国内基準)(A)/(G)	6.96%	7.31%

自己資本の充実度に関する事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額 オン・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	(参考) 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本の額	
		平成24年 3月期	平成25年 3月期
1. 現金	0	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	203	521
7. 国際開発銀行向け	0~100	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	27	26
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	227	207
10. 地方三公社向け	20	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20~250	528	490
12. 法人等向け	20~100	26,883	26,657
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	5,384	5,719
14. 抵当権付住宅ローン	35	2,257	2,150
15. 不動産取得等事業向け	100	2,365	2,184
16. 三月以上延滞等	50~150	223	176
17. 取立未済手形	20	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	0~10	168	146
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—
20. 出資等	100~1250	1,667	1,648
21. 上記以外	100~250	3,053	2,693
22. 証券化（オリジネーターの場合）	20~1250	—	—
（うち再証券化）	40~1250	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	20~1250	—	—
（うち再証券化）	40~1250	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—
合計	—	42,991	42,621

自己資本の充実の状況等(連結・定量情報)

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	掛 目 (%)	所要自己資本の額	
		平成24年3月期	平成25年3月期
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	65	58
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	2	2
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	75	55
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	—	—
5. NIF又はRUF	50 <75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	127	133
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	150	119
(うち借入金の保証)	100	97	70
(うち有価証券の保証)	100	—	—
(うち手形引受)	100	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前)	100	—	—
控除額 (△)	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	8	15
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	—	93	94
カレント・エクスポージャー方式	—	93	94
派生商品取引	—	93	94
外為関連取引	—	92	90
金利関連取引	—	1	1
金関連取引	—	—	—
株式関連取引	—	—	—
貴金属 (金を除く) 関連取引	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—	2
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—
標準方式	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—
合計	—	523	480

2. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成24年3月期	平成25年3月期
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,939	2,871
うち基礎的手法	2,939	2,871
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

信用リスクに関する事項

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び3カ月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

（単位：百万円）

	信用リスクエクスポージャーの期末残高					3カ月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金等オン・ バランス取引 (除く債券等)	債券等	コミットメント 及びその他の デリバティブ 以外のオフ・ バランス取引	デリバティブ 取引	
	平成24年3月期末	平成24年3月期末	平成24年3月期末	平成24年3月期末	平成24年3月期末	
国内計	2,610,698	1,803,153	790,408	13,150	3,986	9,650
国外計	12,402	7,479	4,922	—	—	—
地域別合計	2,623,100	1,810,633	795,330	13,150	3,986	9,650
製造業	251,391	228,560	19,082	3,507	241	915
農業、林業	1,672	1,608	—	64	—	0
漁業	2,850	2,806	—	44	—	43
鉱業、採石業、砂利採取業	2,288	2,288	—	—	—	—
建設業	59,141	56,187	1,960	992	—	1,501
電気・ガス・熱供給・水道業	27,495	21,112	6,383	—	—	—
情報通信業	14,627	10,903	1,920	1,802	—	—
運輸業、郵便業	104,627	47,900	55,734	300	691	195
卸売業	114,968	110,729	2,501	795	942	384
小売業	124,951	119,962	2,705	2,220	63	752
金融業、保険業	277,743	167,542	107,206	1,026	1,968	19
不動産業	236,278	225,777	10,371	129	—	1,337
物品賃貸業	35,568	34,141	1,393	33	—	—
学術研究、専門・技術サービス	4,916	4,913	—	3	—	—
宿泊業	10,152	10,104	5	42	—	17
飲食業	11,895	11,850	38	6	—	317
生活関連サービス業、娯楽業	32,905	32,769	36	100	—	126
教育、学習支援業	13,560	10,133	3,400	26	—	19
医療・福祉	93,412	91,354	1,501	556	—	883
その他のサービス	55,848	43,413	10,877	1,480	76	1,540
国・地方公共団体	731,859	192,377	539,481	—	—	—
個人	222,493	222,475	—	17	—	928
その他	192,450	161,719	30,728	—	3	666
業種別合計	2,623,100	1,810,633	795,330	13,150	3,986	9,650
1年以下	523,187	366,320	149,661	5,998	1,206	
1年超3年以下	314,928	190,567	118,524	3,907	1,929	
3年超5年以下	302,975	211,025	90,871	375	703	
5年超7年以下	287,916	117,732	169,936	178	68	
7年超	876,351	657,254	217,355	1,664	77	
期間の定めのないもの	317,740	267,733	48,981	1,026	—	
残存期間別合計	2,623,100	1,810,633	795,330	13,150	3,986	9,650

(注) 1. 「3カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャー。

2. 残存期間の内、「期間の定めのないもの」には、期間の定めのない貸出金、株式、有形固定資産等を含めております。

自己資本の充実の状況等(連結・定量情報)

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャーの期末残高					3か月以上延滞 エクスポージャー
	貸出金等オン・ バランス取引 (除く債券等)	債券等	コミットメント 及びその他の デリバティブ 以外のオフ・ バランス取引	デリバティブ 取引		
	平成25年3月期末	平成25年3月期末	平成25年3月期末	平成25年3月期末	平成25年3月期末	
国内計	2,687,945	1,936,837	733,196	12,811	5,100	7,747
国外計	23,580	3,672	19,907	—	—	—
地域別合計	2,711,525	1,940,509	753,104	12,811	5,100	7,747
製造業	240,237	216,802	19,944	3,197	292	862
農業、林業	1,705	1,649	—	55	—	60
漁業	2,490	2,457	—	32	—	24
鉱業、採石業、砂利採取業	2,103	2,103	—	—	—	—
建設業	61,240	57,289	3,174	775	—	1,353
電気・ガス・熱供給・水道業	34,217	28,448	5,768	—	—	—
情報通信業	13,160	9,491	1,936	1,733	—	0
運輸業、郵便業	101,986	46,700	54,387	44	854	51
卸売業	114,007	110,594	2,187	734	491	290
小売業	115,471	110,486	2,797	2,140	47	587
金融業、保険業	414,878	291,690	117,868	1,987	3,332	19
不動産業	227,930	221,588	6,230	112	—	814
物品賃貸業	30,555	30,119	390	45	—	—
学術研究、専門・技術サービス	4,655	4,655	—	0	—	91
宿泊業	9,474	9,437	5	31	—	7
飲食業	12,376	12,281	89	4	—	231
生活関連サービス業、娯楽業	31,289	30,926	286	76	—	2
教育、学習支援業	17,150	8,211	8,932	6	—	—
医療・福祉	97,882	93,009	4,502	370	—	875
その他のサービス	43,633	41,955	151	1,450	74	1,182
国・地方公共団体	717,110	226,896	490,214	—	—	—
個人	226,300	226,287	—	13	—	677
その他	191,666	157,426	34,234	—	6	613
業種別合計	2,711,525	1,940,509	753,104	12,811	5,100	7,747
1年以下	524,706	380,359	138,566	4,648	1,132	
1年超3年以下	285,073	180,434	97,231	4,494	2,912	
3年超5年以下	354,646	220,317	133,108	299	921	
5年超7年以下	262,655	130,678	131,660	182	134	
7年超	853,076	647,281	204,595	1,199	—	
期間の定めのないもの	431,367	381,438	47,940	1,987	—	
残存期間別合計	2,711,525	1,940,509	753,104	12,811	5,100	7,747

(注) 1. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャー。

2. 残存期間の内、「期間の定めのないもの」には、期間の定めのない貸出金、株式、有形固定資産等を含めております。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（地域別、業種別）（単位：百万円）

	平成24年3月期末		平成25年3月期末	
		期中増減額		期中増減額
一般貸倒引当金	10,865	1,568	12,781	1,915
個別貸倒引当金	12,560	179	13,903	1,343
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合計	23,425	1,748	26,684	3,259

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	平成24年3月期末	平成25年3月期末
国内計	12,560	13,903
国外計	—	—
地域別合計	12,560	13,903
製造業	1,232	2,182
農業、林業	14	36
漁業	31	34
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	961	917
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	8	13
運輸業、郵便業	118	42
卸売業	916	533
小売業	3,082	2,953
金融業、保険業	564	644
不動産業	1,522	1,299
物品賃貸業	6	4
学術研究、専門・技術サービス	14	28
宿泊業	844	908
飲食業	135	146
生活関連サービス業、娯楽業	60	1,201
教育、学習支援業	2	2
医療・福祉	191	189
その他のサービス	283	208
国・地方公共団体	—	—
個人	841	572
その他	1,727	1,984
業種別合計	12,560	13,903

(注) 一般貸倒引当金については、地域別及び業種別の区分ごとの算定は行っておりません。

3. 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成23年度	平成24年度
製造業	243	350
農業、林業	—	4
漁業	0	—
鉱業、採石業、砂利採取業	7	—
建設業	56	47
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	63	—
運輸業、郵便業	61	108
卸売業	655	149
小売業	68	460
金融業、保険業	—	—
不動産業	280	148
物品賃貸業	—	—
学術研究、専門・技術サービス	7	—
宿泊業	349	39
飲食業	2	—
生活関連サービス業、娯楽業	471	3
教育、学習支援業	—	—
医療・福祉	—	44
その他のサービス	97	1
国・地方公共団体	—	—
個人	250	221
その他	—	—
業種別合計	2,616	1,579

(注) 貸出金償却には、直接償却、部分直接償却及びバルクセルに伴う売却損を含んでおります。

4. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに資本控除した額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成24年3月期末		平成25年3月期末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	970,224	—	1,089,753
10%	—	106,122	—	94,401
20%	43,376	53,636	35,502	66,273
35%	—	161,251	—	153,807
50%	132,301	3,009	148,391	4,483
75%	—	179,206	—	191,394
100%	40,473	755,958	39,252	744,809
150%	—	1,944	—	1,263
350%	—	—	—	132
自己資本控除	—	—	—	—
合計	216,152	2,231,353	223,146	2,346,319

(注) 格付は適格格付機関が付与した格付に限定し、カンントリー・リスク・スコアに基づくものは含めておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成24年3月期末	平成25年3月期末
自行預金	21,209	20,419
適格株式	9,558	6,741
適格金融資産担保合計	30,767	27,160
適格保証	227,451	202,593
適格クレジットデリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジットデリバティブ合計	227,451	202,593

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式

為替先渡取引、スワップ等の派生商品取引の与信相当額は、カレントエクスポージャー方式により算出しております。
なお、長期決済期間取引は該当ありません。

2. グロスの再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

グロスの再構築コストの合計額は899百万円です。

3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

(単位：百万円)

取引の区分	平成24年3月期末 与信相当額	平成25年3月期末 与信相当額
外国為替関連取引	3,823	4,592
外国為替先物取引	218	1,077
異種通貨間の金利スワップ	3,605	3,514
金利関連取引	162	175
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	331
合計	3,986	5,100

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引を除いております。

2. クレジット・デリバティブ取引の与信相当額には、クレジット・デフォルト・スワップを内包する金融商品（クレジットリンク債）に係るカウンター・パーティー・リスク相当額を計上しております。

4. 担保の種類別の額

派生商品については、担保による信用リスクの削減及び相対ネットティングはありません。従って、グロスの再構築コスト及びグロスのアドオンの合計額から前記3.に記載の与信相当額を差引いた額はゼロとなります。

5. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

取引の区分	平成24年3月期末 与信相当額	平成25年3月期末 与信相当額
外国為替関連取引	3,823	4,592
外国為替先物取引	218	1,077
異種通貨間の金利スワップ	3,605	3,514
金利関連取引	162	175
クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	331
合計	3,986	5,100

(注) 1. 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引を除いております。

2. クレジット・デリバティブ取引の与信相当額には、クレジット・デフォルト・スワップを内包する金融商品（クレジットリンク債）に係るカウンター・パーティー・リスク相当額を計上しています。

6. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

クレジット・デリバティブの取扱はありません。

7. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

クレジット・デリバティブによるリスク削減は行っておりません。

銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

1. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

平成25年3月期末における、証券化エクスポージャーの保有はありません。

2. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

該当ありません。

3. 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

4. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごまたは当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

5. 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

自己資本比率告示附則第15条は適用しておりません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成24年3月期		平成25年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	38,972		41,782	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	7,906		7,855	
うち子会社・子法人等	—		—	
うち関連法人	1,176		1,195	
合計	46,878	46,878	49,638	49,638

2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成24年3月期	平成25年3月期
売却損益額	△ 1,493	△ 818
償却額	4	1,175

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成24年3月期	平成25年3月期
評価損益の額	△ 1,028	3,874

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

連結ベースの金利リスク量の計測は行っておりません。